



金融円滑化の実施状況について

(平成 21 年 12 月 ~ 平成 25 年 3 月)

平成 25 年 5 月

沖縄海邦銀行

1. 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令」第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要について、以下の通り金融円滑化管理方針を定めています。

金融円滑化管理方針

当行は、適切ナリスク管理態勢の下、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融円滑化を図ることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及び住宅資金借入者の生活の安定を期し、地域経済の健全な発展に寄与することを目的として以下の方針を定める。

1. 取締役及び取締役会等の役割・責任

(1) 取締役会の役割と責任

取締役会は、金融円滑化に関する管理方針を定め、銀行全体に周知させるとともに、必要に応じその見直しを図る。

取締役会は、必要に応じて随時、金融円滑化に関連して経営に重大な影響を与える事案の報告を受け、必要な決定・指示を行う。

(2) 常勤役員会の役割と責任

常勤役員会は、金融円滑化管理方針に則り、金融円滑化管理責任者を設置する。

常勤役員会は、金融円滑化管理規程を定める。

常勤役員会は、金融円滑化管理責任者の責任と権限を明確にし、適切な役割を担わせる。

常勤役員会は、定期的又は必要に応じて随時、金融円滑化管理の状況に関する報告を受け、金融円滑化に関する重要な事項について審議決定する。又、必要がある場合は取締役会に付議・報告する。

(3) 取締役の役割と責任

取締役は、金融円滑化が金融機関の信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保に必要なことを十分に認識し、債務者に対する経営相談・経営指導及び経営改善指導を含めた金融円滑化管理態勢を重視する。

取締役は、自ら担当する業務に関して金融円滑化を図る上での問題点を認識し、業務の適正な運営に万全を期す。

2. 金融円滑化に関する体制整備

当行は、金融円滑化の実効性を確保するため「金融円滑化管理責任者」を選任するほか、主管部署に「金融円滑化担当」、営業店等に「金融円滑化営業店責任者」を設置する。

(1) 金融円滑化管理責任者は、融資管理部担当役員とする。

(2) 融資管理部を主管部とする。

(3) 金融円滑化営業店責任者は、営業店長及びプラザ長とする。

(4) 当行の金融円滑化態勢図を別表に定める。

3. 金融円滑化に関する基本的な対応態勢

(1) 新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対する適切な審査

当行は、新規融資や貸付条件変更等の申込みに対して適切な審査を行うため、金融円滑化管理責任者を設置する。審査については、信用リスクを適切に管理すると同時に、過去に貸付条件変更が行われた等の取引実績に捉われることなく、顧客の経営実態等を踏まえた適切な審査を行う。

(2) 債務者に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関する支援

当行は、顧客に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関する支援について、適切性を確保するための態勢を整備する。又、顧客から経営計画策定支援等の要請がある場合には、主管部及び関係部署が連携し、当該経営計画等に関する助言を行う。

当行は、策定された経営計画について主管部及び関係部署が連携して継続的な進捗確認を行うとともに、計画の履行状況に応じて経営改善に関する経営指導・助言を行う。

当行は、中小企業再生支援協議会等外部支援機関との連携により、顧客の経営改善をより確実なものとするよう積極的に取組む。

(3) 顧客の事業価値を適切に見極めるための能力向上

当行は、金融円滑化を適切に実施できるよう、金融円滑化に関する業務に従事する職員に対して、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援及び顧客の事業価値を適切に見極める能力の向上を図るため、研修等によるレベルアップを図る。

(4) 新規融資や貸付条件変更等の相談・申込みに対する顧客説明（融資謝絶時の対応含む）

当行は、顧客から金融円滑化に係る新規融資や貸付条件変更等の相談・申込みを受けた場合は、守秘義務、個人情報取扱い、優越的立場等に留意し、適切かつ十分な説明を行う。又、新規融資及び貸付条件変更等の申込みを謝絶する場合は、顧客の理解が得られるよう可能な限り謝絶理由の説明を行う。

(5) 新規融資や貸付条件変更等の相談・申込みに対する顧客からの問合せ、相談、要望及び苦情への対応

当行は、顧客から新規融資や貸付条件変更等の問合せ、相談、要望及び苦情を受付けた場合は、その内容を真摯に受け止め、顧客の正当な利益が守られるよう、適切かつ十分な対応を行う。

4．中小企業金融円滑化法第6条に関する方針

(1) 中小企業者に対する新規融資や貸付条件変更等への対応

中小企業者から新規融資の相談、申込みがあった場合には、当該中小企業者の損益状況、資金繰り等、事業の状況を十分に検討した上で、可能な限りこれに応じるよう努める。

中小企業者から貸付条件変更等の相談、申込みがあった場合には、事業の改善又は再生の可能性、その他の状況を十分に検討し、可能な限りこれに応じるよう努める。

中小企業者から事業再生 ADR の実施依頼を受けた特定認証紛争解決事業者より当該事業再生 ADR 手続きの実施依頼の確認があった場合には、対象事業者の改善又は再生可能性等を十分に検討し、可能な限りこれに応じるよう努める。

企業再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理又は処分すること等の同意の求めがあった場合には、対象事業者の改善又は再生可能性を十分に検討し、可能な限りこれに応じるよう努める。

前項 に関しての当該中小企業者について、当行以外に他の金融機関等と取引がある場合には、守秘義務等に留意しつつ、関係する他の金融機関、政府系金融機関、信用保証協会、保証会社等、中小企業再生支援協議会が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図るよう努める。

(2) 住宅資金借入者からの貸付条件変更等の対応

住宅資金借入者から貸付条件変更等の相談・申込みがあった場合には、当該借入者の財産及び収入の状況を十分に検討し、可能な限りこれに応じるよう努める。

前項の当該借入者について、当行以外に他の金融機関等と取引がある場合には、守秘義務に留意しつつ、関係する金融機関、保証会社等と緊密な連携を図るよう努める。

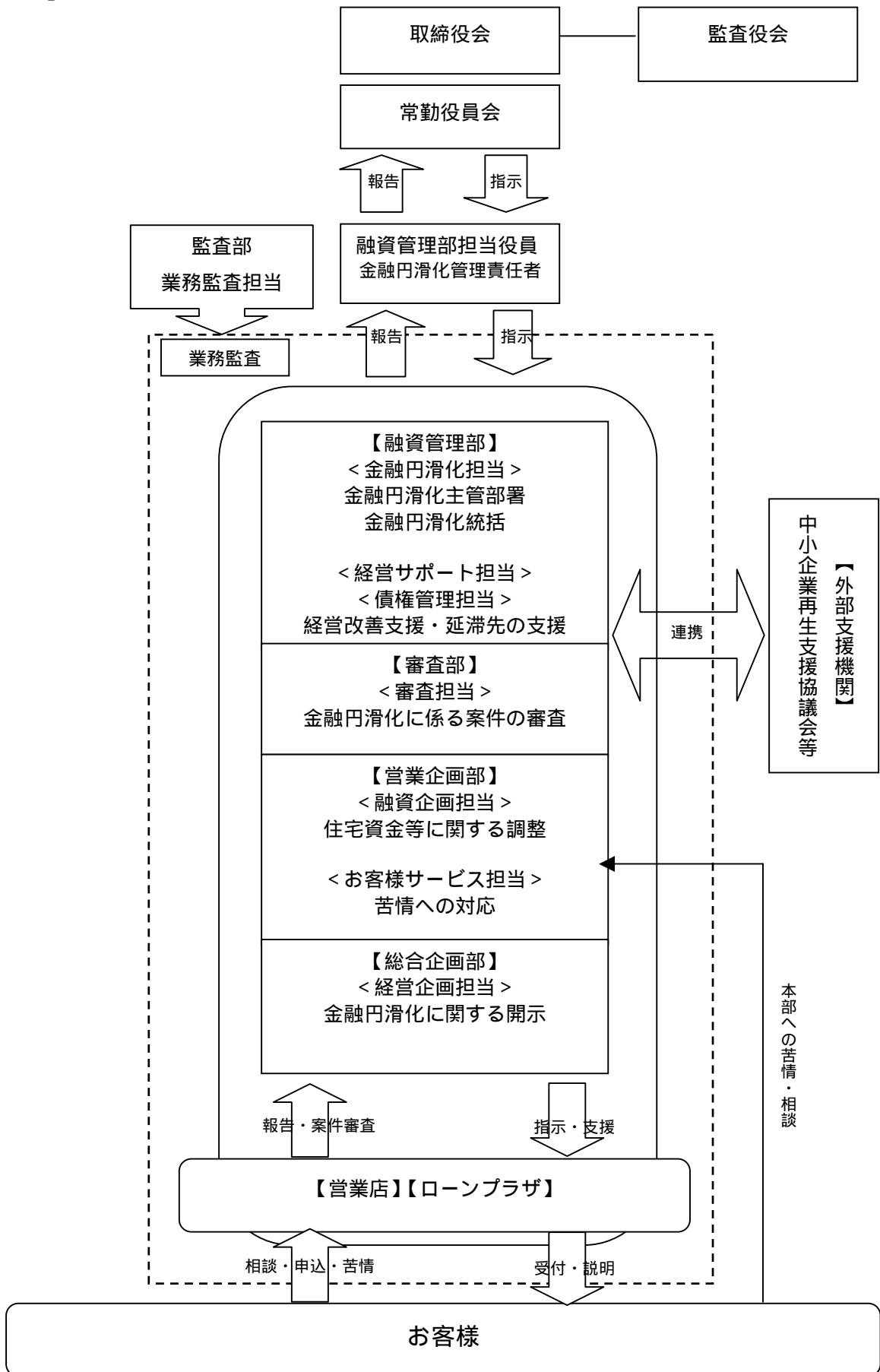
5．金融円滑化管理方針の制定及び改廃

(1) 本方針は「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づいて策定し、取締役会の承認をもって制定する。

(2) 本方針の改廃は、取締役会の承認をもって行う。

以 上

[別表] 金融円滑化態勢図



2. 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令」第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要について、以下の通り当行の規程等に定めています。

取締役会は、金融円滑化に関する管理方針を定め、銀行全体に周知させるとともに、必要に応じその見直しを図る。

取締役会は、必要に応じて随時、金融円滑化に関連して経営に重大な影響を与える事案の報告を受け、必要な決定・指示を行う。

常勤役員会は、金融円滑化管理規程を定める。

常勤役員会は、金融円滑化管理責任者の責任と権限を明確にし、適切な役割を担わせる。

常勤役員会は、定期的又は必要に応じて随時、金融円滑化管理の状況に関する報告を受け、金融円滑化に関する重要な事項について審議決定する。又、必要がある場合は取締役会に付議・報告する。

金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理方針に則り、当該業務について内容及び方法を明確に定めた金融円滑化マニュアルを策定する。

主管部は、金融円滑化に係る案件について、モニタリング状況等を常勤役員会へ報告を行う。

金融円滑化営業店責任者は、営業店及びローンプラザの金融円滑化の実施状況について管理を行う。

条件変更等の具体的内容での申出があった場合は、全て受付とみなし、相談内容（申出の背景・今後の見通し等）を十分聴取し、条件変更等の妥当性を検討協議する。（事前協議書と、「お借入に関する相談シート」「条件変更管理カード」をすべての先について作成のこと。）

「お借入に関する相談シート」「条件変更管理カード」は、条件変更に至るまでの交渉経緯等、顧客との相談、交渉の都度追記する。尚、相談受付から結果（実行、謝絶、取下げ）に至るまでの具体的内容を詳細に記録すること。

3. 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令」第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要について、以下の通り当行の規程等に定めています。

金融円滑化管理責任者は、融資管理部担当役員とする。

本部における金融円滑化管理体制は以下の通りとする。

主管部署：融資管理部

関連部署：総合企画部、審査部、営業企画部、人事部

営業店及びローンプラザにおける金融円滑化体制は以下の通りとする。

金融円滑化営業店責任者は、営業店長及びプラザ長とする。

営業店における金融円滑化担当者は、次長又は副長（二人制店舗は営業副長を優先）とする。

ローンプラザにおける金融円滑化担当者は、調査役又は上位行員とする。

主管部は金融円滑化に関する問合せ（相談、要望、苦情）について、受付・対応を行う。

営業企画部は、金融円滑化に係る営業店からの住宅資金の問合せ（相談、要望、苦情）について対応を行う。

営業企画部は、金融円滑化に係る問合せ（相談、要望、苦情）を受けた場合は、速やかに主管部署への取次ぎを行う。

金融円滑化営業店責任者は、顧客から金融円滑化に関する問合せ（相談、要望、苦情）について、受付・対応を行う。

金融円滑化営業店責任者は、受付けた案件について関係部署との調整を行う。

ローンプラザの金融円滑化営業店責任者は、顧客から金融円滑化に係る相談、要望、苦情を受けた場合は、速やかに取引営業店又は関係部署への取次ぎを行う。

営業店金融円滑化担当者は、顧客から金融円滑化に関する問合せ（相談、要望、苦情）について、受付・対応を行う。

営業店金融円滑化担当者は、受付けた案件について関係部署との調整を行う。

ローンプラザの営業店金融円滑化担当者は、顧客から金融円滑化に係る相談、要望、苦情を受けた場合は、金融円滑化営業店責任者に報告の上、速やかに取引営業店又は関係部署への取次ぎを行う。

4. 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令」第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を行うための体制の概要について、以下の通り当行の規程等に定めています。

金融円滑化管理責任者は、金融円滑化に関する業務に従事する職員に対して、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援が出来る人材育成に努める。

金融円滑化管理責任者は、顧客の事業価値を適切に見極める能力の向上を目的とした研修等の指導を通して、金融円滑化に関する業務に従事する職員のレベルアップに努める。

主管部は、顧客から要望があった場合は、事業計画書策定等の指導・支援を行う。また、事業計画書等を1年以内に策定可能と判断し条件変更に応じた先等については、策定までの管理、指導・支援を行う。

主管部は、経営計画の進捗状況等についてモニタリングの指示、管理を行う。

顧客対応については、顧客から経営計画策定支援等の要請がある場合には、主管部及び関係部署の指示に従い、当該経営計画等に関する助言・指導を行う。

5. 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第4条に基づく措置の実施状況については、以下の通りです。

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	3,467	10,398	17,136	25,313	32,256	40,800	49,197	56,877	63,500	72,474	78,192	85,691	92,357	98,961
うち、実行に係る貸付債権の額	1,128	7,915	15,491	21,970	30,199	38,333	46,829	54,620	61,577	68,452	75,467	81,540	89,323	95,489
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	3	52	86	143	143	190	295	295	311	361	573	684	731
うち、審査中の貸付債権の額	2,293	2,295	916	2,512	907	1,265	1,085	808	434	2,481	767	1,923	262	602
うち、取下げに係る貸付債権の額	45	184	676	745	1,007	1,057	1,091	1,153	1,193	1,228	1,595	1,653	2,086	2,137

金額は円単位で集計し、百万円単位で表示しています。当該単位未満は切捨てとしており、合計金額が合わないことがあります。

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月末	平成 25 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	117	483	733	985	1,218	1,490	1,734	1,977	2,197	2,410	2,618	2,873	3,172	3,413
うち、実行に係る貸付債権の数	66	347	615	885	1,116	1,371	1,601	1,846	2,065	2,271	2,447	2,699	3,002	3,209
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	4	6	9	9	10	18	18	20	25	39	48	53
うち、審査中の貸付債権の数	49	112	58	34	25	39	47	28	22	25	51	36	17	40
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	23	56	60	68	71	76	85	92	94	95	99	105	111

6. 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第5条に基づく措置の実施状況については、以下の通りです。

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	166	599	841	1,012	1,163	1,228	1,328	1,397	1,426	1,475	1,665	1,783	1,859	1,914
うち、実行に係る貸付債権の額	0	224	416	659	748	843	900	1,021	1,021	1,040	1,102	1,281	1,352	1,399
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	17	17	17	17	30	45	45	66	77	89	114	114
うち、審査中の貸付債権の額	166	225	152	33	78	44	67	0	27	18	135	46	26	13
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	148	256	302	319	323	331	331	331	350	350	366	366	387

金額は円単位で集計し、百万円単位で表示しています。当該単位未満は切捨てとしており、合計金額が合わないことがあります。

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月末	平成 25 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	13	46	70	84	95	100	106	109	113	118	129	138	141	145
うち、実行に係る貸付債権の数	0	19	34	54	63	69	72	79	80	82	87	97	100	103
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	2	3	3	5	6	7	9	9
うち、審査中の貸付債権の数	13	17	15	5	6	4	5	0	3	2	7	3	1	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	10	20	24	25	26	27	27	27	29	29	31	31	32